

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 諸 料 金 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2条 病院で徴収する診療等の料金は、次に掲げるもののほか、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法（平成28年厚生労働省告示第52号）により、歯科診療以外の診療にあつては同告示別表第1医科診療報酬点数表及び歯科診療にあつては同告示別表第2歯科診療報酬点数表に定める点数に10円（第三者の行為によって生じた交通事故に係る自費診療にあつては20円）を乗じて得た額（消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税が課される診療等の料金にあつては、その額に100分の108を乗じて得た額）とする。</p> <p>ア 特別室使用料</p> <p><u>個室A 普通室の料金に1日につき</u> 16,000円（14,815円）を加算する。</p> <p>個室C 普通室の料金に1日につき 10,000円（9,260円）を加算する。</p> <p>個室D 普通室の料金に1日につき 9,000円（8,334円）を加算する。</p> <p><u>個室F 普通室の料金に1日につき</u> 7,000円（6,482円）を加算する。</p> <p><u>準個室G 普通室の料金に1日につき</u> 3,000円（2,778円）を加算する。</p> <p>個室SS 普通室の料金に1日につき 120,000円（111,112円）を加算する。</p> <p>個室SA 普通室の料金に1日につき 100,000円（92,593円）を加算する。</p> <p>個室SB 普通室の料金に1日につき 36,000円（33,334円）を加算する。</p> <p>個室SC 普通室の料金に1日につき 18,000円（16,667円）を加算する。</p> <p>個室SD 普通室の料金に1日につき 13,000円（12,038円）を加算する。</p> <p>個室SE 普通室の料金に1日につき 9,000円（8,334円）を加算する。</p> <p>二人室SF 普通室の料金に1日につき 4,000円（3,704円）を加算する。</p>	<p>第2条 病院で徴収する診療等の料金は、次に掲げるもののほか、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法（平成28年厚生労働省告示第52号）により、歯科診療以外の診療にあつては同告示別表第1医科診療報酬点数表及び歯科診療にあつては同告示別表第2歯科診療報酬点数表に定める点数に10円（第三者の行為によって生じた交通事故に係る自費診療にあつては20円）を乗じて得た額（消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税が課される診療等の料金にあつては、その額に100分の108を乗じて得た額）とする。</p> <p>ア 特別室使用料</p> <p>個室C 普通室の料金に1日につき 10,000円（9,260円）を加算する。</p> <p>個室D 普通室の料金に1日につき 9,000円（8,334円）を加算する。</p> <p>個室SS 普通室の料金に1日につき 120,000円（111,112円）を加算する。</p> <p>個室SA 普通室の料金に1日につき 100,000円（92,593円）を加算する。</p> <p>個室SB 普通室の料金に1日につき 36,000円（33,334円）を加算する。</p> <p>個室SC 普通室の料金に1日につき 18,000円（16,667円）を加算する。</p> <p>個室SD 普通室の料金に1日につき 13,000円（12,038円）を加算する。</p> <p>個室SE 普通室の料金に1日につき 9,000円（8,334円）を加算する。</p> <p>二人室SF 普通室の料金に1日につき 4,000円（3,704円）を加算する。</p>

<p>個室SG 普通室の料金に1日につき 24,000円(22,223円)を加算する。</p> <p>個室MA 普通室の料金に1日につき 18,000円(16,667円)を加算する。</p> <p>個室MB 普通室の料金に1日につき 13,000円(12,038円)を加算する。</p> <p>消費税法で非課税とされる医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等(以下「助産に係る資産の譲渡等」という。)に該当する場合については、括弧内の料金とする。</p> <p>イ } (略)  く }  エ }</p> <p>オ 先進医療料</p> <p>術後のホルモン療法及びS-1内服投与の併用療法 原発性乳がん(エストロゲン受容体が陽性であって、HER2が陰性のものに限る。) 1回につき 280円</p> <p>多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術 1眼につき 279,000円</p> <p>重症低血糖発作を伴うインスリン依存性糖尿病に対する脳死ドナー又は心停止ドナーからの膵島移植 重症低血糖発作を伴うインスリン依存性糖尿病 1回につき 357,100円</p> <p>短腸症候群又は不可逆的な機能性小腸不全に対する脳死ドナーからの小腸移植 1回につき 1,751,000円</p> <p>急性リンパ性白血病細胞の免疫遺伝子再構成を利用した定量的PCR法による骨髄微小残存病変(MRD)量の測定 1回につき 94,600円</p> <p>ペメトレキセド静脈内投与及びシスプラチン静脈内投与の併用療法 肺がん(扁平上皮肺がん及び小細胞肺がんを除き、病理学的見地から完全に切除されたと判断されるものに限る。) 1回につき 10,100円</p> <p>術前のホルモン療法及びゾレドロン酸投与の併用療法 閉経後のホルモン感受性の乳がん(長径が5センチメートル以下であって、リンパ節転移及び遠隔転移しておらず、かつ、エストロゲン受容体が陽性であって、HER2が陰性のものに限る。) 1回につき 3,130円</p>	<p>個室SG 普通室の料金に1日につき 24,000円(22,223円)を加算する。</p> <p>個室MA 普通室の料金に1日につき 18,000円(16,667円)を加算する。</p> <p>個室MB 普通室の料金に1日につき 13,000円(12,038円)を加算する。</p> <p>消費税法で非課税とされる医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等(以下「助産に係る資産の譲渡等」という。)に該当する場合については、括弧内の料金とする。</p> <p>イ } (同左)  く }  エ }</p> <p>オ 先進医療料</p> <p>術後のホルモン療法及びS-1内服投与の併用療法 原発性乳がん(エストロゲン受容体が陽性であって、HER2が陰性のものに限る。) 1回につき 280円</p> <p>多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術 1眼につき 279,000円</p> <p>重症低血糖発作を伴うインスリン依存性糖尿病に対する脳死ドナー又は心停止ドナーからの膵島移植 重症低血糖発作を伴うインスリン依存性糖尿病 1回につき 357,100円</p> <p>短腸症候群又は不可逆的な機能性小腸不全に対する脳死ドナーからの小腸移植 1回につき 1,751,000円</p> <p>急性リンパ性白血病細胞の免疫遺伝子再構成を利用した定量的PCR法による骨髄微小残存病変(MRD)量の測定 1回につき 94,600円</p> <p>ペメトレキセド静脈内投与及びシスプラチン静脈内投与の併用療法 肺がん(扁平上皮肺がん及び小細胞肺がんを除き、病理学的見地から完全に切除されたと判断されるものに限る。) 1回につき 10,100円</p> <p>術前のホルモン療法及びゾレドロン酸投与の併用療法 閉経後のホルモン感受性の乳がん(長径が5センチメートル以下であって、リンパ節転移及び遠隔転移しておらず、かつ、エストロゲン受容体が陽性であって、HER2が陰性のものに限る。) 1回につき 3,130円</p>
---	--

内視鏡下手術用ロボットを用いた内視鏡下咽喉頭切除術 中咽頭がん、下咽頭がん又は咽頭がん（TNM分類がT i s、T 1又はT 2、N 0及びM 0である患者に係るものに限る。）

1回につき 1,075,010円

放射線照射前に大量メトトレキサート療法を行った後のテモゾロミド内服投与及び放射線治療の併用療法並びにテモゾロミド内服投与の維持療法 初発の中樞神経系原発悪性リンパ腫（病理学的見地からびまん性大細胞型B細胞リンパ腫であると確認されたものであって、原発部位が

入院1回につき 118,395円

外来1回につき 2,789円

FDGを用いたポジトロン断層・コンピュータ一断層複合撮影による不明熱の診断 不明熱（画像検査、血液検査及び尿検査により診断が困難なものに限る。）

1回につき 80,257円

LDLアフェレシス療法

1回につき 3,490円

FOLF OX 6単独療法における血中5-FU濃度モニタリング情報を用いた5-FU投与量の決定

1回につき 19,780円

腹腔鏡下広汎子宮全摘術

1回につき 781,450円

(後 略)

内視鏡下手術用ロボットを用いた内視鏡下咽喉頭切除術 中咽頭がん、下咽頭がん又は咽頭がん（TNM分類がT i s、T 1又はT 2、N 0及びM 0である患者に係るものに限る。）

1回につき 1,075,010円

放射線照射前に大量メトトレキサート療法を行った後のテモゾロミド内服投与及び放射線治療の併用療法並びにテモゾロミド内服投与の維持療法 初発の中樞神経系原発悪性リンパ腫（病理学的見地からびまん性大細胞型B細胞リンパ腫であると確認されたものであって、原発部位が

入院1回につき 118,395円

外来1回につき 2,789円

FDGを用いたポジトロン断層・コンピュータ一断層複合撮影による不明熱の診断 不明熱（画像検査、血液検査及び尿検査により診断が困難なものに限る。）

1回につき 80,257円

LDLアフェレシス療法

1回につき 3,490円

FOLF OX 6単独療法における血中5-FU濃度モニタリング情報を用いた5-FU投与量の決定

1回につき 19,780円

腹腔鏡下広汎子宮全摘術

1回につき 781,450円

内視鏡下手術用ロボットを用いた腹腔鏡下広汎子宮全摘術 子宮頸がん(F I G Oによる臨床進行期分類が I B期以上及びII B期以下の扁平上皮がん又はF I G Oによる臨床進行期分類が I A 2期以上及びII B期以下の腺がんであって、リンパ節転移及び腹腔内臓器に転移していないものに限る。)

1回につき 1,316,969円

附 則

この規程は、平成28年7月14日から施行する。ただし、第2条アに係る改正規定は、平成28年7月25日から施行する。

別表 保険給付外の診療に係る諸料金		別表 保険給付外の診療に係る諸料金	
第1表 医科諸料金		第1表 医科諸料金	
区分	金額(円)	区分	金額(円)
(1) } } (略) (6) }		(1) } } (同 左) (6) }	
(7) 黄体ホルモン剤料 ルティナス (プロゲステロン) 膾錠 100m g (1錠につき)	355	(7) 黄体ホルモン剤料 ルティナス (プロゲステロン) 膾錠 100m g (1錠につき) <u>ウトロゲスタン膾用カプセル</u> <u>200m g (1錠につき)</u>	355  <u>324</u>
(8) } } (略) (23) }		(8) } } (同 左) (23) }	
第2表 歯科諸料金 (略)		第2表 歯科諸料金 (同 左)	